

外来生物法改正とアメリカザリガニ防除について

環境省 自然環境局 野生生物課
外来生物対策室長 大林 圭司

1. 外来生物法

外来種問題は、わが国の生物多様性保全にとって、最も大きく、かつ喫緊の課題の一つになっています。

わが国における外来種対策は、2005（平成17）年に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、「外来生物法」という。）」に基づき実施されてきました。この法律は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。特定外来生物は、もともと我が国に生息・生育しておらず、海外から人為的に導入された外来生物のうち、我が国の生態系等に重大な被害を及ぼす、又はそのおそれがあるものを特定外来生物として指定するもので、その卵・種子、その他器官（根・茎など生きているものに限られる）及び外来生物が交雑することにより生じた生物も含まれます。また、本法律でいう外来生物とは、外来種のうち国外由来のものであり、また原則として明治元年以降にわが国に導入されたと考えられる生物を対象としています。

特定外来生物については、現在156種類(2022(令和4)年9月末時点)が指定されています。港湾等で見つかって大きな話題となったヒアリやアカカミアリのほか、ほ乳類ではアライグマやマングース、鳥類ではガビチョウ、は虫類・両生類ではカミツキガメやオオヒキガエル、魚類ではオオクチバスやブルーギルなどの名前は聞かれたことがあるのではないのでしょうか。植物に関しても、オオキンケイギクやオオハンゴンソウなどの陸生の草本類に加え、各地の湖沼で問題になっているナガエツルノゲイトウなどの水草類も指定されています。

指定された種については、飼養、栽培、保管又は運搬や輸入等を原則的に禁種については、飼養、栽培、保管又は運搬や輸入等を原則的に禁止しています。学術研究等の限られた目的で飼養等する場合、これを適正に管理することができる施設を有している等の基準を満たしていれば、申請を行い、主務大臣の許可を得ることで、飼養等を行うことができます(図1)。

また、特定外来生物の他に、外来生物法による規制対象として、未判定外来生物を指定し、輸入を制限しています。



図1 特定外来生物に指定されると規制される事項(今回の法改正で一部適用除外にする仕組みも誕生)

※ これらの規制に違反すると、最高で懲役3年、罰金300万円(個人)又は1億円(法人)が科される場合があります。詳しくは、ホームページを参照してください。

<http://www.env.go.jp/nature/intro/llaw/index.html>

2. 外来生物法の改正について

アメリカザリガニとアカミミガメは、生態系に大きな影響を及ぼしておりますが、特定外来生物には指定されていません。何故でしょうか。

環境省が実施したアンケートによると、アメリカザリガニは飼養されている世帯及び個体が約65万世帯・約540万匹、アカミミガメについては約110万世帯・約160万匹と推定されています。そのため従来の外来生物法の特定外来生物に指定すると、許可を取る手間を嫌って大量遺棄されてしまい、より生態系に悪影響を与えるのではないかと危惧されたなどの理由などから指定されていませんでした。かといって何もしないと生態系に対する悪影響が広がり続けます。そこで大量に飼養されている侵略的外来種であるアメリカザリガニ等について、大量に捨てられることがないように仕組みを作らなければなりません。これが法改正の3本柱の一つとなりました。具体的には特定外来生物の指定の例外規定を作って、当分の間、種ごとに、政令で定める一部の規制のみを適用することを可能にする制度を作ることになりました。残り2本の柱のうち一つは、今年度も発見が何度もあったヒアリに関連するもので、専門家からは定着ギリギリの段階と警鐘を鳴らされており、それらに対応するために水際対策の強化を図るものです。もう一つの柱は、外来生物対策全般を強化するために、各主

体による責務や連携協力を定める等の防除の円滑化に関するものです。

ご存じの方もいらっしゃると思いますが、今年の第208回通常国会にて外来生物法改正について、衆議院で審議・採決され、その後5月11日に参議院にて審議・採決され、ともに全会一致で成立しました(5月18日公布)。

今回の法改正のねらい・ポイント

下記の取組により、外来生物対策を一層強化 推進し、**安全・安心な国民生活と生態系保全等の推進**を実現
 (1) 国内への侵入防止のために緊急に対処が必要な外来生物(ヒアリ類を想定)の対策のための検査体制等の強化
 (2) 既に広く飼育され、野外の個体数も多い外来生物(アメリカザリガニやアカミミガメを想定)に対応する規定の整備
 (3) 国と地方公共団体による防除の円滑化による**防除体制の強化**

1. ヒアリ対策の強化

輸入された物品等に付着しヒアリが国内に侵入する事例が**近年増加**
「**定着しそうなギリギリの段階**」であり、**対策の強化が急務**

特定外来生物全般に対する**規制権限**(立入権限や輸入品等の検査対象)を**拡充**
発見し次第、緊急の対処が必要なものについては要緊急対処特定外来生物(※)として政令で指定し、より強い**規制権限**(通関後の検査や移動の禁止等)がかかる**枠組みを創設**
※国内に侵入・拡散すると著しい被害を及ぼすヒアリ類を想定

2. アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備

広く飼育(※)されており、現行法の規制を適用するとかえって生態系等への被害が**拡大するおそれ**

※アメリカザリガニ：約55万世帯/約540万匹、アカミミガメ：約10万世帯/約160万匹が飼育されていると推計

当分の間、種ごとに政令で定める**一部の規制(輸入、販売、放出等)のみを適用**することを可能に

規制対象外として検討している例

- ・個人の販売目的でない飼育
- ・個人間の無償譲渡 等

3. 各主体による防除の円滑化

地方公共団体においても外来生物の防除のノウハウが蓄積されてきている一方で、現行法上は**国のみが主な防除主体**とされている。

国、都道府県、市町村(特別区を含む。)、事業者及び国民に関する**責務規定を創設**
都道府県による迅速な防除を可能とするため、現行法では必要とされている国への確認手続を不要****

<施行期日> 1. のうち規制権限の拡充：公布の日から3月以内で政令で定める日、その他の規定：公布の日から1年以内で政令で定める日

図2 今回の外来生物法改正の狙いとポイント

3. アメリカザリガニ対策の現状について

今回の改正法の全面施行は来年の4月を予定しており、現在その施行に向けて準備を進めているところですが、まだまだ検討しなければならないことが実はいっぱいあります。図2の1の「ヒアリ対策の強化」ですと、まずヒアリ類を要緊急対処特定外来生物に指定した上で、ヒアリが見つかったときにどのような通報体制を業者に作ってもらうのか、教育体制は？消毒基準は？などの様々な指針作りがあります。図2の3の「各主体による防除の円滑化」ですと、どのように地方自治体の防除の取組を国が支援していくかなどです。

アメリカザリガニ関係でいうと、この法律でできたのは、上述のように例外規定を作ることができるという枠組みだけです。そのため、その枠組みを決めるための手続きを決める外来生物被害防止基本方針の閣議決定(9/20)、さらに

3

は学識経験者の意見を聞く過程を経て、現在パブリックコメントの手続きに進んだところです。その内容は、下記のように「販売・頒布以外の目的の飼養等(飼養、栽培、保管、運搬)」及び「販売・購入・頒布以外の目的の譲り渡し等(譲り渡し、譲り受け、引き受け)」のみを規制の適用除外にするもの、つまり、個人の販売目的でない飼育や個人間の無償譲渡については可能するものとして案を作っています。

アカミミガメ・アメリカザリガニの規制適用除外の概要(案)						
	飼養等 ^{※1}		輸入	譲渡し等 ^{※5}		放出
	※1 飼養等とは、飼養、栽培、保管又は運搬を指す。			※5 譲渡し等とは、譲渡し、譲受け、引渡し、引受けを指す。		
特定外来生物 (適用除外なし)	<p style="text-align: center;">×</p> (許可者 ^{※2} のみ○。飼養等基準を満たすことが必要) <small>※2許可の目的は、学術研究、展示、教育、生業の維持等の目的に限る。生業の維持目的での許可は指定前から営まれていた業活動に限られる。愛がん・鑑賞目的での許可は指定前から飼養等されていた個体に限られる。</small>		<p style="text-align: center;">×</p> (許可者 ^{※2} のみ○)	<p style="text-align: center;">×</p> (許可者 ^{※2} 間で許可の数量の範囲内ならば○ ^{※6}) <small>※6愛がん目的での許可者が譲受けを受ける場合は除く。</small>		<p style="text-align: center;">×</p> (許可者 ^{※9} のみ○) <small>※9許可の目的は、防除の推進に資する学術研究の目的に限る。</small>
条件付特定外来生物 (通称) ※アカミミガメ・アメリカザリガニ	販売・頒布 ^{※3} の目的	その他の目的	<p style="text-align: center;">×</p> (許可者 ^{※2} のみ○)	販売・購入・頒布の目的	その他の目的 ^{※8}	<p style="text-align: center;">×</p> (許可者 ^{※9} のみ○)
	<p style="text-align: center;">×</p> (許可者 ^{※2} のみ○。飼養等基準を満たすことが必要) <small>※3商業的目的での繁殖を行う場合は、生きていない状態での販売・頒布を含む。</small>	<p style="text-align: center;">○</p> (許可不要。ただし、業として行う場合 ^{※4} は飼養等基準を遵守する場合に限る) <small>ある者の同種の行為の反復的継続的遂行が、社会通念上、事業の遂行と見ることができ程度のものである場合を指す(水族館、学校等を想定)。</small>		<p style="text-align: center;">×</p> (許可者 ^{※2} 間で許可の数量の範囲内ならば○ ^{※6・7}) <small>※7卸売業者が水族館、学校等に販売するケース等を想定。</small>	<p style="text-align: center;">○</p> <small>※8無償譲渡を想定。</small>	

※ 外来生物法に基づく防除に係る捕獲等や放出等、省令で定める場合は上記の限りではない。

図3 アカミミガメ・アメリカザリガニ規制適用除外の現案について

法律でアメリカザリガニを規制することができるようにすることは非常に大きな一歩と考えますが、野外には多くのアメリカザリガニがいますので、それを減らしていくことを同時に考えていかなければなりません。昨年度のシンポジウム以降から進めた対策について説明致します。

まずは昨年度作っている最中と紹介したアメリカザリガニ対策のマニュアルですが、今年4月に「アメリカザリガニ対策の手引き」として環境省HP上で公表しております。今年度中に、新しくなった法改正事項や環境省が現在行っている実証事業から得られた最新の知見を盛り込むと同時に、対策に取りかかりやすいように簡易版を作成する予定です。またアメリカザリガニの法改正関係の問い合わせに答えるためのコールセンターを開設すべく準備しております。さらには、防除を行う自治体の動きをより支援する仕組みを作っていきたいと

考えております。

また、今回の法改正は多くの一般家庭で飼育されているアメリカザリガニが、まだいないところに放出されないようにすることも重要であると考え、法改正を行いました。そのためには、今飼育している個体は死ぬまで飼う終生飼育が重要です。まず飼う前にその個体が死ぬまで飼えるか考える、その覚悟がないならば飼わない、または殖やさないという飼い主の側の責任を果たすことが重要と考えております。さらに、アメリカザリガニなどの皆さんになじみのある生き物を取り上げますので、外来生物が日本の自然に及ぼしている影響について、またそれらの防除の重要性、さらにはそうすることによる身近な自然の再生ができるということなどなどについて、学校教育関係も含め普及啓発を進めていきます。

今回の法改正は、長年の課題であったアメリカザリガニ対策も含む大きな法改正となりました。これを契機に日本の外来生物対策を大きく推進させたいと考えております。ただ、実際に野外から減ったわけではなく、仕組みができただけです。今後どのように行動をおこしていくかが重要となります。同じく法改正に関係する関係者の連携、具体的には地方自治体、専門家、NPO、住民等々、多くの人たちと協力して、日本の素晴らしい水辺の自然を取り戻していきたいと考えています。



図4 アメリカザリガニ対策の手引き
(環境省作成、令和4年4月)